

令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年8月1日（火）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、田中 朋子、松隈 久昭
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、原口 享子、藤本 雅史、山田 功一
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
 - （1）令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - （2）運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
 - （3）令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
 - （4）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全委員出席をいただいております。

このため、本審議会には15名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

報道関係者の方は、撮影を終了してください。

初めに、議題1「令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和5年3月3日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働側より6業種全てについて書面による申出がなされております。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべて要件を満たしておりましたので正式に受理したところでございます。

申出の受理後の手続きにつきましては、労働局長から審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただくこととなります。

本年度につきましても、まずは改正の必要性の有無につきまして、本日、労働局長より諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、井田会長、佐藤局長、恐縮ですが中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、労働局長から諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金補佐

諮問文につきまして、読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会 長

それでは、ただ今の労働局長からの諮問を受けて、今後、特定最低賃金の審議を行うことになりましたが、特定最低賃金の必要性の有無については、先日開催した7月4日の本審において、運営小委員会にて審議することを確認したところです。そのため、大分地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することとしたいと思います。

そのため、議題2の「運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会の委員は、審議会運営規程第3条により、「会長が委員を指名して小委員会等を設置することができる。」となっているため、私が指名させていただきますが、これまで、労使委員につきましては、労使各側より推薦いただき、それに基づいて指名決定しております。今年度についても、これまでどおり各側委員より推薦いただき、この場で委員の決定をしたいと思います。

それでは、労働者側から推薦をお願いしたいと思います。

藤本委員

労働者側は、稲福委員、鹿嶋委員、私、藤本の3名を推薦します。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、神委員、大塚委員、そして私、藤野の3名を推薦します。

会 長

公益は、私から松隈委員と河野(こうの)委員を指名させていただくとともに、私、井田が担当します。

会 長

それでは、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、松隈委員、河野委員、私、井田
労働者側が、藤本委員、稲福委員、鹿嶋委員
使用者側が、藤野委員、神委員、大塚委員
の9名とします。

会 長

次に「委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会規程第4条第2項により、委員長と委員長代理は公益委員の中から選出することとなっています。

これについては、公益委員で協議しておりますが、その協議の結果、松隈委員を委員長に、私、井田を委員長代理にとの結論となっております。

委員長、委員長代理の選出につきまして、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は松隈委員に、委員長代理は井田が就くことといたします。

次に、特定最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金については、まず、改正の必要性の有無について御審議をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、各特定最賃ごとに専門部会を設け、金額改正の御審議をいただくこととなります。

今後、8月17日（木）に運営小委員会におきまして必要性の有無を審議し、8月23日以降に予定されます本審において御承認いただいた上で、

必要性の有無についての答申をいただくこととなります。

以上の手順によりまして、「必要性有り」の答申をいただいた場合は、9月25日(月)に各特定最低賃金専門部会委員全員による合同部会を開催し、その後、9月28日(木)から10月24日(火)にかけて各部会2回を目途に金額の御審議をいただく予定です。

金額審議が終結しましたら、10月25日(水)に本審において各部会からの報告と採決を行っていただく予定です。

日程説明は、以上でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見、質問なし】

それでは議題2は終了します。

会 長

次に、議題3「令和5年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達について」に入ります。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和5年度地域別最低賃金改定の目安については、本年6月30日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問が行われ、同日から7月28日まで5回にわたって、「目安に関する小委員会」において審議が行われました。

しかしながら、労使の主張の隔たりが大きく、目安額に対して意見の一致を得ることができませんでした。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会の円滑な審議に資するため、公益委員見解として、目安額及びその他の見解を取りまとめ、7月28日に厚生労働大臣に答申を行ったところでございます。

答申資料は、資料No. 4 11ページからでございます。13ページから別紙1としまして公益委員見解、34ページから別紙2としまして、目安小委員会報告となっております。

これから答申内容の説明をさせていただきますが、目安小委員会報告で委員会での審議状況の概要を説明したうえで、公益委員見解を説明し目安額等が導かれた根拠等のご説明を行いたいと思います。

そのうえで答申本文の読み上げを行わせていただきます。

賃金室長

まず、資料No. 4 - 2の別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を説明いたします。

【小委員会報告説明】

次に、資料No. 4 - 2の別紙1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」を説明いたします。

【公益委員見解説明】

以上で説明を終わります。

それでは、答申本文の読み上げを行わせていただきます。

賃金補佐

【答申本文読み上げ】

賃金室長

以上で、令和5年度地域別最低賃金改定の目安に関する小委員会報告の説明を終わります。

なお、お手元には中央最低賃金審議会引き上げ額の目安を示すにあたって参考とした中央最低賃金審議会資料を配付しております。なお、

厚生労働省のホームページに同じものが掲載されております。
審議の参考としてご活用ください。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見なし】

会 長

次に、議題4「その他」に入ります。事務局からお願いします。

賃金室長

今後の大分県最低賃金改正の審議日程についてご説明いたします。
お手元の資料No.4を御覧ください。

今後、専門部会において金額審議を行います。本日の本審終了後第1回目の金額審議を行い、2回目を8月3日（木）、3回目を8月7日（月）に予定しております。また、審議の状況等により2日から10日の平日を専門部会審議の予備日としております。

専門部会において金額審議が終結となりましたら、その日に本審を開催し答申をいただきます。資料上はあくまで仮ということになりますが、8月7日（月）に答申日を記載しております。

答申を行います本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮し、午後4時00分としております。

答申後は、15日間の異議公示を行います。異議申し出がなされた場合は、答申日に対応した日（8月7日答申の場合は8月23日、8月8日答申の場合は8月24日、8月9日答申の場合は8月25日、8月10日答申の場合は8月28日）の午前10時から本審を開催し、異議に対しての答申をいただくこととなります。答申後は、労働局内の決定手続きを行い、法定の1か月の公示期間等を経て、改正金額が発効となります。

以上が今後の大分県最低賃金の審議日程となります。

委員の皆様には日程確保でご負担をおかけすることになりますがよろしくお願ひいたします。

専門部会の委員以外の委員の皆様には、専門部会の審議状況につきましては、逐次ご報告を差し上げ、答申日の可能性が高い日等の情報提供させていただきます。

ただ、本審の開催決定のご連絡は、専門部会で意見がまとまってからとなります。このため、本審開催の数時間前のご連絡ということになりますので、事務局からの電話連絡等にご配意を何卒よろしくお願ひします。

会 長

事務局から説明ありました「審議日程」について、何か質問・意見等はありませんか。

【意見、質問なし】

会 長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありますか。

【意見なし】

事務局から何かありませんか。

賃金室長

本審終了後、当会議室にて専門部会を開催いたします。

会場の準備等が整い次第開催させていただきますので専門部会委員の皆様にはしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、山田委員、高橋委員にお願いします。
皆様大変お疲れ様でした。

確認委員

会 長 井田 雅貴

労働者側委員 山田 功一

使用者側委員 高橋 基典